

第八十二回
国会

参議院法務委員会、運輸委員会、交通安全対策特別委員会連合審査会会議録第一号

昭和五十二年十一月二十一日(月曜日)

午前十時三十五分開会

出席者は左のとおり。

法務委員会

委員長
理事

中尾 辰義君

大石 武一君

八木 一郎君

寺田 熊雄君

中野 明君

大島 友治君

齋藤 十朗君

高橋 譽富君

山本 富雄君

橋本 敦君

円山 雅也君

内田 善利君

安田 隆明君

山崎 竜男君

瀬谷 英行君

三木 忠雄君

委員

理事

運輸委員会

委員長

理事

委員

交通安全対策特別委員会

理事

中村 太郎君

宮田 輝君

安恒 良一君

阿部 憲一君

田淵 哲也君

高橋 圭三君

土屋 義彦君

野呂田芳成君

平井 卓志君

福岡日出麿君

二木 謙吾君

橋山 篤君

広田 幸一君

上林繁次郎君

山中 郁子君

委員

國務大臣

法務大臣

外務大臣

運輸大臣

國務大臣

警察庁長官官房

警察庁刑事局長

警察庁警備局長

警察庁警備局長

警察庁警備局長

警察庁警備局長

橋山 篤君

田代富士男君

内藤 功君

柳澤 鍊造君

山田 勇君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

大川 美雄君

高橋 寿夫君

奥村 俊光君

村上 登君

田中 和夫君

賀陽 治憲君

前田 宏君

伊藤 榮樹君

大川 美雄君

高橋 寿夫君

奥村 俊光君

村上 登君

本日(法務委員会)に付した案件

○航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(中尾辰義君) これより法務委員会、運輸委員会、交通安全対策特別委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして私が連合審査会の会議を主宰いたします。

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案についての趣旨説明はお手元に配付してあります資料により御了承願うこととし、直ちに質疑に入ります。

この際、政府側に申し上げます。質疑者の持時間は答弁時間を含め限られた時間であり、答弁は簡潔適切にお願いをいたします。

それでは質疑のある方は順次御発言を願います。

○安恒良一君 私は、社会党を代表いたしました。持ち時間四十分でありますから、ごく簡単に、しかも法律の中身だけでなくやはり行政の問題を含めて質問をしたいと思います。

それはどういふことかといふと、率直に申し上げます。今度出された航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部改正といふのは、いわゆる罰則を強化して、そのことによつてハイジャック等暴力行為を防いでいこうと、こういう趣旨に関係法律がなっていると思つて、しかし、率直に申し上げまして、赤軍派の人々はこの罰則強化だけでは実効を上げることは不可能である。といふのは、誤つていますが彼らは彼らなりに一定の信念に基づいて行動してあります。でありますから、たとへばこの法律の中で二年を三年に延長するとか、十年を無期にするとか等々、重罪を科すような予防措置が法律的な態度でとられております。しかし、率直なことを言ひまして、彼らの場合はそのような重罪があるから考へて、いふことをやめるのかどうかといふことになる。残念ながら一定の信念に基づいた行動をしていまして、やめるといふふうには考へられませんが、そこで、一番必要なことは、重罪を科することよりも、いかに緻密に予防措置をとるのか、と同時に、これまた十分な対応策を持つのか、こういうことが非常に重要ではないかといふふうには私は一つ考へます。

それから第二番目に考へなければならぬことは、このような罰則を強化する際の一つわれわれが考へておかなければならぬことは、一般の国民の人権に不当な制限を与えることがあつてはいけないうふうには思ひます。たとへば一つ例を挙げますならば、旅券法の発給制限につきまして、ハイジャック等非人道的な暴力行為を行う者についてこういうことをすることは私は賛成

であるのでありますが、いやしくも一般国民の渡航の自由を侵すようなことがあってはいけな、こういふ二つのむずかしさが私はあると思ひます。

そこで私はお聞きをしたのでありますが、私の手元に「ハイジャック等防止対策について」ということで政府部内に設けられました対策本部の、一番新しいやつは十一月八日にいろいろ衆議院における連合審査等を受けながら一つの方針がここに示されています。これと関連をさせながら私はお聞きをしたいのでありますが、私はまず何といつても予防ということに重点を置かなければならぬと思ひます。そういたしますと、法律の改正も非常に重要なことでありますが、検査体制の強化ということ、けさほど参考資料をいただきましたが、その中でたとえば一つの例を挙げますならば、チェックという問題におきまして、私は実はこの参考資料を見て驚いたのですが、かなりの空港でいわゆる検査機、エックス線によるもの等々、どちらも空港によりまして設置されていない。たとえばロンドンでありますとかその他私から考えますといわば国際的には一流の空港と思われるようなところにおきましても全然機械による検査がない、こういうことがきょういただいた参考資料の中でわかるわけでありまして、そういったこと、せっかく法律を強化しても、日航が寄港する外国空港の安全検査体制が十分でなければ私は意味がないと思ひます。でありますから、こういう点についてどのようにならば安全検査体制を強化されるのか、いわゆる検査のための機械、器具が相当の空港にないわけでありまして、それからいま一つ、私はこれはこの前日航の社長にも申し上げたのですが、どうも安全よりも経済性ということを考えられる。そうしますと、飛行機に乗る直前のダブルチェックということについて、いままで行われておれば今回の事件も場合によれば防げたのじゃないかということをお前申し上げたのですが、国際運送約款がありますので、これを厳格に守っていくならば、日航自身

がみずからダブルチェックを飛行機に乗り込む直前にできると思ふのでありますが、そういうようないわゆるダブルチェックの問題と、そしていま申し上げましたかなりの空港に安全検査の機械が備わっていないと、これと今度の法律改正との関係について、関係の方々から御答弁を願ひたいと思ふのです。

○国務大臣(田村元吉) 御指摘のように、日本航空の寄港地に機械等が万全でないケースがあります。私もとしましては、まず、国際条約にすべの国が入つてもらうこと、そうしてエックス線にしろ、金属探知器にしろ、機器を十分備えつけてもらうこと、これを強く要請していく。同時に、JALの寄港地におきましては、JAL独自のダブルチェックをやらしてもらうように頼む、まずJAL独自で頼むと、それでなかなかうんと言ってもらえないならば外交交渉に持つていくと、それでもだめである場合にはそこへはもう寄港しないと、同時に、ダブルチェックすらやらしてくれないような国の航空機は日本にも寄港してもらわないと、そこまでの強い決意を持つて改善に取り組むつもりでございます。

○安恒良一君 決意はいろいろお聞きをされているのです。私も、大臣が言われたように、どうしても機械の設備をしてくれないようなところ、もしくはダブルチェックそのものを認めないというところであるならば、そこにもう寄港を断ると、寄港しないと、こういうことであります。この運輸省提出の参考資料の四ページから五ページを見ますと、かなりの国があるわけですね。ですから、率直に言つて、決意だけでなくて、もうこの事件が起きて国会の中においても関係委員会の議事録を見ましても私が申し上げているようなことについてのお話をしておりますから、その後いま運輸大臣が言われましたような点をどう具体的に進めているのか、でなければ、率直なことを言いますと、あした起ころぬという保証はないのです、あした起ころぬという。ですから、そういう意味から言いますと、ただ、そういう決意だけでなく

て、具体的に、たとえばここに四ページから五ページに主要空港が全部備わつてありますが、その中で有無と、こういうことを全部資料としていたたいていますが、こういうものについて、これはダブルチェックをやるのだと、これは早急に機械がいはないのだけれども近くエックス線検査器であるとか金属探知器が備わるのだと、こういうふうなことを少し具体的ににお答え願ひたいと、精神、考え方はもうお聞きするまでもなくよくわかつていることなんです。

○国務大臣(田村元吉) 幾つか問題の場所はあつたのでございますが、一つ一つは時間かかりますから省略をさせていただきます。現在、ダブルチェックについては、すでにバンコク、マニラ、カラチ、それからクアラルンプール、この四空港については搭乗直前のダブルチェックを開始しております。さらに、コペンハーゲン、ローマ、アテネの三空港につきましても、日航が直接または在外公館を通じて現地空港担当当局等に対してダブルチェック実施の要請をしておるということでございます。いずれにしても、いま確かにおっしゃつたとおりで、そういう言つておるうちにまた起こるかもしれないという心配もございまして、きわめて作業を急いでおると、こういう状況でございます。

○安恒良一君 いまお聞きしましたら、ダブルチェックが始まったところには、まあ機械等があるとどこでも始まった、このことも私は念には念を入れて結構だと思ひますが、この表で見ますと全く両方がないところにおいていま運輸大臣がお挙げになりました中にダブルチェックの話がまだ進んでいないようですから、これだけで時間をとるわけにまいりませんので、とりあえず私は探知器がないようなところについて速やかにダブルチェックをするようなことについてお進めをお願いしたいと、これは意見として申し上げておきたいと思ひます。

そこで、その次の問題であります。この法律の中にいわゆる未遂罪というのがござるところに

出てくるわけでありまして。私はこの未遂罪の場合に一つ心配をいたしておりますのは、飛行機の中にたとえば爆発物を持ち込む場合には三年以上の有期の懲役、それから銃砲刀剣類に關しては二年以上の有期懲役をもつて処罪すると、こうなつておられるので、それを受けて未遂罪ということが言われておられるのですが、私は未遂罪は必要だと思ひますが、どうも衆議院における伊藤政府委員の御説明の場合に、未遂罪についての質問に対して、手に持つてまいりません場合には、たとえばチェックの場所の金属探知器をくぐらうとする時点、こつた時点で実行の着手があるというふうな考へておられますと、こうなつておられるのですが、答弁がですね、これを私は心配しているのですが、未遂罪というのは必要だろつと思ひますが、私も、未遂罪と見ておられますと、金属探知器のところでは本当は本人は十分その気がなくてもたとえれば外国なんかへ行くときに果物ナイフの大きいものを持つてひつつかかつておられる。国内でもあつておられますから、そこのおいゆる危険物を持ち込む場合の未遂罪の解釈について、衆議院におけるやりとりを見ますとちよつと一般の国民の人権問題との関係で心配がござりますから、危険物持ち込みの未遂罪についての考え方を聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(伊藤榮樹君) 今度御提案いたしております危険物を航空機内に持ち込む罪、この危険物と申しますのは、そこに例示してありますように、爆発物とか刀剣類とか火炎びんとか、そういうきわめて航空の危険を生じさせやすいものであり、かつ、それがハイジャック等にも利用されやすいもの、こういうものの規制をねらつておられるわけでございます。したがって、果物ナイフといふようなものもともと対象にならないわけでございますが、それはそれといたしまして、未遂罪と申しますのは、犯罪の実行に着手したけれどもまだ結果の発生をみなかった場合のことを言うわけでございます。そういう意味で、たとえは携帯して飛行機に乗りようとする方につきまし

ては、ゲートをくぐる時点で実行の着手があると
思われますし、あるいは託送しようという方は
カウンターで航空会社の職員に荷物を引き渡した
時点で実行の着手がある。そういったしまして、そ
れぞれそれが飛行機の中に入った時点で既遂にな
る。飛行機の中に入るまでは未遂の状態でござい
ます。そういうふうにご考慮しております。

○安恒良一君 いや、そのことは私は議事録を
読んで知っているので、いま言われたように金
属探知器をくぐるという時点で実行の着手があ
るといふふうにご考慮されるという点がよくわか
らないわけでは、ですから、これが故意の場合は私
は未遂罪となると思いますが、金属探知器をく
ろうとしたときにたまたま発見された。その
ときの解釈によつてこれは未遂だと言われたり、
いやこれは故意だった。そのこの運用を
厳格にしないと、未遂罪というのは使いたい
によれば人権問題になるから、そのこの運用を聞
いているわけでは。

○政府委員(伊藤榮樹君) 御質問の趣旨がよく
わかりましたが、要するにこの犯罪は既遂になり
ました場合も未遂の場合も故意犯でございませ
うから、すっかり忘れて持っておつた、そういうもの
が見つかった場合には未遂罪も成立しないわけ
でございませう。

○安恒良一君 それからその次に、これもかなり
のやりとりが衆議院でされておるのですが、いま
のところの第二条の「業務中」の解釈について、
これまたすでに業務中とはということで飛行機が
着陸して二十四時間以内等々、この参考資料の
中にもモントリオール条約の第二条の規定する概
念をとつて「ある特定の飛行のため地上業務員又
は乗組員により当該航空機の飛行前の準備が開始
された時から」と、こういうのがありますね。そ
れで、着陸後二十四時間、これはもう明確にわか
るわけでは。ところが、問題になるのは、「当該航
空機の飛行前の準備が開始された時」ということ
です。たとえば、今度の事件なんか、まだわ

かりませんけれども、どうもチェックのところ
はひつからなくて、地上勤務員もしくはそうで
なければだれかが事前に持ち込んだのではない
ろうかなどということも言われていますね。です
から、業務中の解釈のところ、特に着陸後のと
ころはよくわかりますが、最初のところをどこか
ら「当該航空機の飛行前の準備が開始された」と
いうふうな受け取つていいの、そのこのところ
を説明していただきたい。

○政府委員(高橋寿夫君) お答え申し上げます。
業務中という状態が発生いたしますのは、その
飛行機の出発のために地上作業員あるいは航空機
の乗務員によりまして準備作業が開始されたとき
から業務中ということが始まるというふうな解釈
しております。

○安恒良一君 いや、そう言われればそれまで
すけれども、たとえば外国航路の場合と内国航路
の場合で、それから準備時間等は私は非常に
違うと思つて、この適用で着陸して二十四
時間というからすぐわかりませうけれども、特に
発地の場合に、準備が始められたときというよ
うなことでこのような規定でここに書いてあるよ
うなことがうまくいくのかどうかという心配をほ
くはしているわけでは。いま言つたように飛行場
にはなかなか立ち入りできないようになってい
ますが、外国の飛行機なんかを見ますと、必ずし
も飛行場内の立ち入りがある場合と、準備が
始まつたときからという規定だけで十分な事前防
止ができるの、どうか、こういう心配をして
いますからお聞きをしております。

○政府委員(高橋寿夫君) この言葉はもと
モントリオール条約で使われている言葉でござ
いまして、各国の航空界において常識になつて
いることをそのまま引いたわけではございませ
う。まして、通常の点検整備というふうなもの
は入ります。それ以後におきましてある飛行が始
まる、そのための準備が始まるという時期とい

は、これは客観的に国際慣習からいっても確立を
いたしておりますので、この法律の施行に当たり
まして問題が起ることはないかと考えておりま
す。

○安恒良一君 わかりました。問題が起ること
はないと、こういうことでありませうから、それ
それで、やはりそのことをきちつとしてみら
れないと問題があるのじゃないか。

それから同じその条項に關係をしてるのであ
りますが、今度法律をこのように強化されてい
るわけですが、危険物の輸送禁止規定というの
は、航空法の八十六条にも禁止規定と罰則があ
ります。それと今回のこの法改正との關係につ
いて、これまた私はいろいろほかの委員の質問の議
事録を読んだのですが、必ずしも今回の法改正に
ついて明確に「それはどういふことか」とい
うと、これは主として航空機内に持ち込む問題に
ついて、今回は三年以上とか二年というふう
に新しく盛り込まれて、片方の方は航空機以外
の輸送機関にも危険物を持ち込む場合のことが
關係法規の中にあるわけでありませうが、これ
との關係について、このところを三年とか二年に
された理由、それから他の法規との關係、それ
からの交通機関との關係について御説明を願
ひたい。

○政府委員(伊藤榮樹君) 御指摘のように、航
空法八十六条によりまして持ち込み禁止となつ
ておる品物がございませう。一方、今度御提案
いたしております持ち込み処罰の規定におきま
しては、一見類似の規定になっておりますが、そ
こで火災びんと同程度の規定で取り締まらう
といたしております。御提案申し上げておる規
定で取り締まらうといたしておりますのは、火
災びんと同程度であるいはそれ以上の危険性
のあるもの、これを対象にいたしてございま
す。したがって、航空法八十六条で持ち込
みが規制されておりますものでございませう
と、たとえば、花火とかマッチ、爆竹、セルロ
イド、こういう燃えやすいものなどが規制され
ておりますが、これらのものが航空法八十六条
の違反にな

ることがございませう、そのもの自体では火
災びんと同程度の危険性を持つような大量の
ものになるとか、あるいは非常に危ない形で
持ち込まれるということにならない以上は、こ
の航空危険処罰法の対象にはならないと、こ
ういふふうにご考慮しております。

それから刑の点でございませうが、現在、爆
発物というものは、どこで所持してございま
しても、一定の目的がございませうと三年以
上の懲役に処せられることになつてございま
す。ましては十年以下の懲役に処せられるこ
とになつてございませう。それから拳銃につ
きましては十年以下の懲役に処せられること
になつてございませう。その他それぞれ火災
びんあるいは刀剣類等につきましては所持の
禁止がございませう。そういう本罪の罰則が
あるわけではございませう。そういう本罪
の危険なものを航空機というふうな非常に
密閉性の高いまた高度を飛びます危険性の
ある交通機関に持ち込むと、こういう行為で
ございませう。単純な所持よりも一段と重
く処罰をする、こういう考へ方で御指摘のよ
うな三年以上とか二年以上の有期懲役と、こ
ういふ刑を盛ることとしたわけではございま
す。

○安恒良一君 そのまではわかるのですが、私
も航空機が交通関係で一番危険性があるとい
うことは考へるのですが、たとえばこの前バ
スジャックというものが起つて、幸い解決し
ましたけれども、今後、たとえばバスジャック
とか、その他たとえば新幹線なんかもかなり
のスピードで進んでおりまして事故なんか起
ると大変だと思つて、新幹線のような長い
のをハイジャックするのはなかなかむずか
しいと思つて、そういう場合において、今
回はたまたま航空機内にこういうものを持
ち込んだときには三年以上とか、それから銃
砲刀剣類及び火災びんその他航空に危険を
生ずるものは二年というふうになつて
いるのですが、私がいまお聞きしようとい
うものは、他の交通機関にこういうものを持
ち込んだ場合の罰則の強化というの
は要らないのかどうか。これらも、もしも
起され

ることがございませう、そのもの自体では火
災びんと同程度の危険性を持つような大量の
ものになるとか、あるいは非常に危ない形で
持ち込まれるということにならない以上は、こ
の航空危険処罰法の対象にはならないと、こ
ういふふうにご考慮しております。

ば、飛行機ほどではないと言われても、私は人間の生命に重大な影響を与えたいと思いませんから、そこらの点についてお聞きをしたいと思います。

○政府委員(伊藤榮樹君) 特に航空機の場合につきましては御承知のように高々度飛行中に墜落の危険が生ずるといふようなきわめて危険な状態が想定されますので、特にこの条項を設けたわけでございますが、お尋ねのように、列車とか船舶あるいはその他いろいろな場所においていわゆるハイジャック類似行為が行われる可能性なしとしないわけでございます。それらの点につきましては、現在、変な言葉でございまして、ハイジャック以外のその他ジャック対策のための立法を鋭意検討いたしております。次期通常国会にも提出すべく努力しております。それによつて防止を図りたいと、こういうふうにご承ておきます。

○安恒良一君 わかりました。それじゃ、そういう他の交通機関におきましても、このような不法な行為が行われる場合、それを事前に防ぐためには、次の通常国会等においてこの法律との見合いの中で改正を考えていると、こういうことに承ておきます。

そこで、その次にお聞きをしたいと思います。いわゆる国際的協力ということで三つの国際条約の批准促進を外務大臣等が国連等いろいろな御努力を願つた点をこゝまた他の委員会のやりとりの中で拝見しているわけですが、そういう点は多としますが、私はやはり一番問題になるのは、今度起こつた国民感情の中で、なかなか条約を批准しない国がある。そして、その国に犯人が逃げて行つて、犯人の逃亡はもろんのこと、まあ飛行機は返つてきましたけれども、お金も全部取られてしまつた、何とか犯人の逃亡を防ぐ方法はないのかということになりますと、逃亡犯罪人の引き渡しという問題だと思ふのです。これは御承知のように日本とアメリカだけに話し合いが現在までできています。こういう点について、やはりこれからこのことの一連を防止するためには、私は

防止にどうしても重点を置くのでありますが、このような行為を行つたら、率直なことを言つて、世界の地の果てまで行つてもこれは捕らまえてしまふという体制を考えないと、どこかへ逃げれば後は安全だということになると、また起こるわけですから、そこで、逃亡犯罪人の引き渡し、これは日本とアメリカだけになつていますが、こういう問題について各国との間にいまあります三条約以外にどう具体的に進めようかとされているのか、また、どの程度話が今後進むのか、その点について関係大臣にお聞きをします。

○政府委員(伊藤榮樹君) 現在、条約が引き渡しについてございましては日本はアメリカだけでございまして、わが国の逃亡犯罪人引渡法におきましては、条約のない国との間の引き渡しも相互主義の保証があればできることになつております。当面はそれを活用してまいりたいと思つております。やはり条約がきちんと結ばれていることにございましては、これにございまして、日米のいま改定作業が進んでおりますので、これが終われば、なるべく多くの国と逃亡犯罪人引渡法を結ぶように努力をいたしたいと思つておる次第でございます。

なお、ハイジャック問題につきましては、ヘーグ条約においてすでにハイジャックを引き渡し犯罪とすることが決められておまして、わが国もこれに加入しておりますので、その意味ではハイジャック犯人に関する限りすでに世界的な引き渡し体制は一応整つておる。しかしながら、この条約も加盟国が足りませんので、それは外務省を中心として鋭意加盟促進を努力されると思つております。

○安恒良一君 私もそのようなヘーグ条約のことは承知をした上で聞いていたのですが、いま言われましたようにいろいろ外交ルートを含めてあらゆる機会に積極的に努力するといふふうに対策本部でも言われておりますが、これまたさつきから申し上げたように、いつまた再発生するかわからないうわけなんです。その意味においてこの問題は急いでもらわないと、いや実は努力しておる最

中にまた起こりました。話をにならないわけですね。そういう意味から、一遍このところは外務大臣からも、いわゆる相互主義の立場からの犯人引き渡しの必要な法的整備の方法について検討するといふふうには、十一月八日には決められておりますから、それらについて少し外務大臣の方から具体的に、これらはやはり最終的にはかなり外交的な問題になつていくと思つて、意欲的に積極的に進める意思について考え方を聞かしてくだされい。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 今回の犯人並びに日本に拘禁されておりました者の釈放された者、これらにつきましては私どももいたしまして何とかこれを再逮捕したい、このように考え、また法務当局と連絡をとりまして犯罪人の引き渡しにつきましては努力をいたしたいと思つております。

また、ヘーグ条約の加盟につきましては、今回の国際民間航空の安全についての国連総会におきます決議におきましても、今度は全会一致方式によりましてこの決議が成立をいたしました。こういうことで、従来から特定のある種の民族解放運動に加担する国々がこのヘーグ条約に加盟しておらない、こういう事実があつたわけでありまして、今回このような国連の決議があらりましたので、一層これらの国々に対しまして加盟を働きかけたい、このように考えております。

○安恒良一君 それから「ハイジャック等防止対策について」の十一月八日の対策本部の御決定の中で、「安全検査等の徹底」の中に「緊急事態に対処するための機器の開発について検討する。」となつております。その前には「検査用機器及び地上作業監視用機器の開発・改善を含む有効な検査監視方法」等が書いてある。私はやはり事前防止という意味でこういうことは非常に重要だと思つております。ここに書いてある「緊急事態に対処するための機器」といふのは、これは発生後何かどうもそういうふうな読み取れるのですが、どういふことを開発について研究されるのか。それは、

飛行機内で、私が心配しているのは、これは使用いかんによれば大変なことになるから、いわゆる「緊急事態に対処するための機器の開発」といふこの「機器」といふのはどんなことをお考えになつておられるのか、少し具体的に聞かしていただきたい。

○政府委員(高橋考夫君) お答え申し上げます。まだこれは思いつきの段階を出していないものもたくさんございまして、新聞にも出ていますように、たとえば麻酔ガスを機内に送り込むといふふうなこともありますが、これも眠つてしまふまでに非常に時間がかかるので余り効果がないといふようなこともあるし、強いのをやりますと体の弱い人なんかにはやはり害があるといふことがありまして、そういうことにつきましても、やはり有効かつ無害な方法を検討する、あるいは緊急事態が起きますと、機長は完全にハイジャッカーに取り囲まれてしまつて外部と何ら連絡がでない状態に置かれてしまつても、そういう状態の中でも何か外部つまり私たちと機長との間の何か通信のできる秘密通信方法はないかと、SFもどきのことも含めましてまじめにひとついろいろ考えてみたい。向こうが知恵を出さるならこちらそれ以上の知恵を出したいといふことでもございまして、具体的にはまだここでお答えできるような確定かつ確実なものはないと、お答えが、その辺を一生懸命やりたいといふことでもございまして。

○安恒良一君 まあジェームス・ボンドじゃないのですから、何かかなり抽象的なことなので、私はこの点にお願ひしておかなきゃならぬのは、いまも担当の政府委員が言われましたように、これは事前のチェックといふことはもうあらゆることではくはやつた方がいいと思つておられます。起きる場合の処置の仕方というものは、特に緊急事態に対処する機械の使い方というものは、高度の飛行機の中ですから、よほど注意をしないと元も子もなくなつちやうといふ場合もありますから、いま言われましたように、機長が何らかの方法で秘密裏に

飛行機内で、私が心配しているのは、これは使用いかんによれば大変なことになるから、いわゆる「緊急事態に対処するための機器の開発」といふこの「機器」といふのはどんなことをお考えになつておられるのか、少し具体的に聞かしていただきたい。

交信のできる方法などか、ガスなんかも言われ
ましたけれども、私は、不幸にして起こった場合
には、何といつても人命尊重、今度日本とドイツ
の処理の仕方について世論はいろいろなことがあ
りますけれども、やっぱり人命尊重ということに
重点を置かなければなりませんので、開発につ
いてはそのことを恐らく担当の方も十分お考え
の上だと思えますけれども、重ねて私の考え方を
このところは申し上げておきたいと思えます。

そこで、最終的に、もう時間がありませ
んから、これは政府側の担当大臣のどなたがお答えにな
っていただくのかわかりませんが、往々にして、わ
れわれの場合には、のと元過ぎれば熱さ忘れると
いうことで、こういう問題が出たときには非常に
真剣に政府内部に対策本部等が設けられて議論を
される。特に今回の場合は恒常的なものだと
ふいに言われています、この対策本部は、しかし、
この対策本部が出されたやつを見ましても、今後
検討するとか、実情に応じとか、今後努力をする
とか、こういう項目が、時間がありませんから一
つ一つをいま申し上げられませんが、かなりたく
さんあります。そこで、どうか、このハイジャッ
ク等非人道的暴力防止対策本部というものは常設
として、随時これを開いて改善をするものは改善
をする、次の通常国会に関係法案として必要な
ものは出すということ、それと同時に、これも議論
されていますが、役所というのはどうしてもやや
縦割りになりますから、この対策本部を通じて横
割りに、横につなげながら総合的な対策を立てて
いくということについて、私は国民としては強く
望んでいると思えますので、政府全体を代表して
これらの問題点についてお考えをお聞かせ願いた
いと思えます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 安恒さん御意見の
とおりに考えております。御承知のとおり、四十
八年の場合に今度の対策に相当盛られておる内容
を決めてあったわけでございますが、相当努力し
ておりましたけれども、遺憾ながら御承知のよう
な事態になりました。今回、その反省の上に立つ

て、対策等も、政府内部ばかりでなくて世間でも
いろいろなアイデア等がありますから、そういう
ものも取り入れて可能な限りの予防対策をしよ
う、こういうことで進めておるわけでございま
す、まだまだ結論が出ない、検討するといろ
ありますが、そういうものを引き続いて可能な
ものは検討する、実効のあるものを実施に移
す、こういう考え方でございまして、時間がたつと
忘れてしまふようなことのないように、この対策
本部を恒常的なものにして常にチェックをし合
う、かような考え方でございまして、御了解願
います。

○安恒良一君 以上で私の質問を終わります。
○田代富士男君 ハイジャック事件の再発防止の
ことについてお尋ねをいたします。

この防止対策六項目が打ち出されております
が、その中の一に「安全検査等の徹底」とい
うことがございます。これを受けましてすでに日航
では保安員の海外常駐等八項目の徹底をいま努力
しております。しかし、私は、日航は当事者であ
りますけれども、このようなハイジャック防止と
いうものは政府がやるべき仕事ではないかと思
うわけなんです。そういう立場から考えていきま
すならば、政府の職員も常駐させるべきである。た
とえば在外公館に保安要員を常駐させます。このよう
にいたしまして、飛行機の入り口のいまダブル
チェックの問題等がありました。事故が起きて
からあのような大金を使うのでなくして、未然に
そういう配慮をすべきではないかと思つてござ
います。西ドイツにおいてはこのようなことを相手
国と交渉中であるということをお聞きしております
が、わが国の態度はいかがでございませうか。

○国務大臣(田村元君) 政府の職員が直接検査
の責任に当たるといふことであります、相手国
の主権の問題との絡みが出てまいりまして、
ちよつとなかなかむずかしい問題になるという
こととございまして、ただ、それに対して私どもが反
対であるというものはございませぬ。手続上若
干厄介な問題があると、それからダブルチェック

等いろいろな検査につきましては、日本航空自体
が約款に基づいて行つていくということで外国空
港においては大体ダブルチェックの目的を果たし
得るのじやないかというふうにお考えを承
知いたします。いま、主権の問題等非常にむ
づかしいこととありますけれども、そうい
うむづかしいこととなくして、一歩前進さ
すような気概がなくてはならないと思つてござ
います。たとえば、現在国内線においても
チェックをしております。このチェック問題一つ
につきましても、法的権限というものがチェック
の問題について明確にされておられません。法的な
権限を明確にしないまま実施されておられます。だ
から、羽田におきましても、ガードマンが調べる
場合も、ある一定の範囲内であれば調べられて
おります。こういうところの問題を防ぐこと
できない一つの検討する問題が残されているの
ではないかと思つておられます。そういう立場か
ら、この際、政府といたしまして、政府機関の権限
と責任を明確にしていくべく、この法律の不備と
いう問題を検討する必要があると思つてござ
います。大臣、いかがでございませうか。

○国務大臣(田村元君) これは、先ほども申し上
げましたように、外国の空港所在国の主権との絡
みがございますから、もちろんわが国の対策本部
でこういう問題について十分検討しなければなら
ませんが、同時に、国際会議においてやはり解決
をしていくべきものではなからうか、このように
考えます。

なお、日本航空が独自に行うダブルチェックと
いうものは、約款上これが許容されておりますか
ら特に問題はないと、このように考えてござ
います。○田代富士男君 この問題は時間がありませんか
らまたいずれ次の機会にもつと質問をしたいと思
います。去る十一月九日から、東京、名古屋、
大阪、福岡の四空港で韓国便に対するダブル
チェックが始まっておりますが、このダブル
チェックの実態はどうなつておられるのか、現状で
す。

それと、ただいまも同僚議員から質問が出てお
りました。日航のダブルチェックに海外の各国
というものは積極的ではない。また、運輸大臣は、
ただいま、それぞれ主権の問題等でもつづかしい
というようなことを言われたけれども、海外のダ
ブルチェックが余り推進できないという理由はそれ
だけであるかどうか、あわせてお尋ねしたいと思
うのです。

○政府委員(高橋寿夫君) 第一の点でございま
すが、十一月九日から日本航空が東京、大阪、福
岡の各空港におきまして韓国線につきましても
ダブルチェックを行つております。このダブル
チェックのために特に遅延便が出ているというふ
うな事情はまだございませぬ。それから現在ま
でこのところこれによりまして新たに凶器の発見が
されたというふうな報告もございませぬ。日本航空
といたしましては、いろいろダブルチェックをや
りますと時間のおくれその他のところからお客さ
んの不満が大きく発生するのじやないかとい
うこともございまして懸念いたしておりましたけ
れども、十分な準備と説明をした上で行いますな
らば特段の問題がないことがわかりましたので、こ
の経験を生かしましてできるだけこういう体制
を普及させていきたいと、こういうふうにと
だいま考えております。

それからなお外国の事情でございませぬが、それ
ぞれの国柄もございまして必ずしも一律にダブル
チェックを心から受け入れるという国ばかりでは
ございませぬ。しかしながら、国連の決議ある
いは民間航空条約機構での議題の取り上げその他
このダブルチェックを含む検査体制の充実とい
うことが非常に大事な問題であるといふことが漸次
関係各国に認識されてきておりますので、私ども
精力的に交渉を進めておられますが、そういう認
識の深まりとともにこれは必ずや可能になる、少
なくとも私たちが十七空港のうちとりあえずやら
なさいかぬと思つておられます。七空港につきま
してはおそくも来月半ばぐらいまでには体制をし
くことが可能になるといふふうにお考えを承
知いたします。

昭和五十二年十一月二十一日【参議院】

残りにつきましても、外交ルートを通じましての努力も最後は加えながらそういった体制を確実にすべくいま一生懸命やっているところでございませう。

○田代富士男君 いま海外の実情をお聞きいたしました。が、国柄で一律に受け入れられない、そういう意味から、努力として国連の決議あるいは民間航空のそういう機関についての議題に上げていく、このように努力していきたい。いま航空局長が言われたのが、日航として注目をされている調査の対象となっている空港が十七空港ある、そのうちの七空港には来月の半ばごろまでにそういう設備ができるように努力していると。まあ七空港というのはコペンハーゲン、ローマ、アテネ、バンコク、カラチ、マニラ、クアラルンプール等ではないかと私は思いますけれども、いまの話はいまの話ですが、私が聞いた話でございしますが、これが進まない一つの原因にもなっているというのが、金属探知器を持っていないという空港はダブルチェックされることをいやがっている、これも一つの原因ではないかと思わねえんです。それであるならば、事故が起きてからあれだけの多大のお金を使うくらいであるならば、直接その空港を利用するところの日航なりそういうような一つの手段を講じて金属探知器を日航から寄贈するなりいたしまして、そのぐらいいい切った対策を講じてやらねばならないと思っております。ただいま、運輸大臣は、ダブルチェックしないところに寄港しない、また日本にも寄港させない、そういうことを簡単におっしゃいますけれども、日本のそういうような発展のために一つの航空路線をつくるまでにはどれだけ苦勞してきておられますか、並み大抵の苦勞ではないわけなんです。また、日本の経済発展のためにも必要なんです。それを、簡単にそのように、運輸大臣のけきの答弁を聞いておられますけれども事務的答弁だと思ふのです。それよりも、建設的にこういうような金属探知器を寄贈するということは大変なことかわからないけれども、そういう日本の大

所高所から考えた上にこういう対策もあるということをお私に提言したいのですが、どうですか。

○國務大臣(田村元君) 金属探知器に関するいまの御提言は非常にいい御提言だと思ひます。これをアレセントするなりあるいは貸与するなり、これは十分考えていかなきゃならぬし、また急がなければならぬと思ひます。ただ、私が先ほどダブルチェックの話をしたのは、金属探知器というものは、これは第一次検査に大体使うものであつて、ダブルチェックはいわゆるダブルチェックであるということから、もちろん金属探知器を寄附するなり差し上げるなりということは相手国のプライドのことも考えなきゃなりません。これは差し上げる、そうしてなおかつダブルチェックをする。その日航独自のダブルチェックに対してどうしてもうんと言つてくれないう飛行場にはちよつと寄港したい、させたい。また、そういう寄港しない国の飛行機を日本に寄港させるわけにいかない。言ふなれば、私は事務的に申し上げたのじやなくて、むしろナショナルリズムから申し上げた、こういうわけでございますので、誤解のないようにお願ひをしたいと思います。

○田代富士男君 運輸大臣、ダブルチェックはダブルチェックだとおっしゃる、わかりますよ。そのように金属探知器でも寄贈してあげれば相手国との話というものはスムーズにいく一つの道をつくることになる、そういう意味も含んで申し上げているのです。やろうと思ふならば、現在、たとえば、ハイジャックを乗せないということが最大の対策になりますけれども、イスラエルのEL AL 航空なんかでは、たとえばナイフを持っていく人を見つけた場合には、その乗客を乗せないわけにいきませんから、ガードマンのそばにその乗客を乗せる、ここまで徹底した対策をやっているのですよ。だから、そこまでやっていないのだから、いま日航としてそこまでやっていないのだから、一歩進んだ対策を私は要望しておきます、これに時間をとつていたらあと時間がありませんから。

そこで、現在日航機が立ち寄る国は何カ国か、また、空港の数はどのくらいあるのか、まず簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋寿夫君) 二十三カ国で三十五空港でございます。

○田代富士男君 いま二十三カ国、三十五空港と云うことをお聞きいたしました。日本航空が立ち寄る海外二十三カ国で、東京条約、ヘーグ条約、モントリオール条約の三條約に入っている国といふものはそれぞれどのくらいになっておりますか、これは具体的に御説明願ひたいと思ふのです。

○政府委員(高橋寿夫君) お答えします。

日本航空便が寄港しております外国の国でございまして東京条約に入っております国は、アメリカ、カナダ、メキシコ、デンマーク、ドイツ連邦共和国、フランス、オランダ、イギリス、イタリア、ギリシャ、エジプト、イラン、パキスタン、インド、タイ、シンガポール、インドネシア、オーストラリア、フィリピン、大韓民国であります。

次に、ヘーグ条約に加盟しております国は、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、ソビエト連邦、デンマーク、ドイツ連邦共和国、フランス、オランダ、イギリス、イタリア、エジプト、イラン、パキスタン、インドネシア、オーストラリア、フィリピン、大韓民国であります。

それからモントリオール条約に加盟しております国は、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、ソビエト連邦、デンマーク、フランス、オランダ、イギリス、イタリア、ギリシャ、エジプト、イラン、パキスタン、インドネシア、オーストラリア、フィリピン、大韓民国、以上であります。

○田代富士男君 ただいま報告をいただきましたけれども、まだ未加入の国というものが多うございまして、こういう国に対して呼びかけていくとして世界各国に外務省として呼びかけていくハイジャック事件の再発を防止すべきだと思ひますが、外務省としていかがでございませうか。

○政府委員(大川美雄君) おっしゃいますとお

国が遺憾ながらたくさんございまして、実は、数えてみましたけれども、三つの条約のいずれにも加盟していない国が五十幾つもあるということでございます。東京条約に入っております国は八十八カ国、それからヘーグ条約に入っております国は八十八カ国、モントリオール条約が七十四カ国といふのが現状でございまして、これを何とかすべの国が入りますように日本として従来から強く呼びかけておりますけれども、国によりましてはそれぞれ特殊事情からこれに対する態度を決めている国がございまして、先ほど外務大臣からも申し上げましたように、これに入ればいよいよ民族解放運動というものが抑圧されるというような立場をとつている国もあります。しかしながら、わが国といつたしましては、国連総会の場におきまして、それから国際民間航空機関の場におきまして、強くこれらの国の条約加入あるいは批准を呼びかけてまいりましたし、今後ともその努力を続けてまいり所存でございます。

○田代富士男君 次に、このハイジャック事件の再発防止と同時に、今後対策を講じていかなくちやならない問題は何か。これは私たちの思ふなるところに抜け穴があるのではないかと思ふのです。それは、航空会社の各地の寄港する場所がございまして、そこにおいて整備なりいろいろな仕事をやるわけなんです、その航空会社の下請会社にはその下請会社が多分孫請会社に仕事を委任している。こういうところで、今回のハイジャックのどうしてあのような多大な荷物積み込まれたのか、どの空港で積み込まれたのか、それすらもわからない。しかし、一般常識的に考えれば、正規なルートから入ってきたならば持ち込めるわけがない。そういうならば、空港の従業員等によつて持ち込まれたという疑いを持たれてもこれは仕方がない面が多々あります。こういう意味で、航空会社の下請会社、その孫請会社——孫請に至つてはわかりません。いま乗客のダブルチェック等をやつておりますけれども、乗客よりも何よりも

そのような下請会社、孫請会社の従業員のチェックの範囲を広げていくと同時に、作業の監視、こういうところに配慮すべきではないかと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(田村元君) これはもうまさにおっしゃるとおりでありまして、特に地上勤務員を擁護しております会社につきましては、いまおっしゃったことと同時に、驚くべき発見といえれば発見なんです、ずいぶんアルバイトを使っておるというふうなこともございます。そこで、まずこの調査を徹底してやらしておると、それから従業員の身元確認を厳しくするように作業を急がせておると、こういう段階でございます。いずれにしても、これが非常に大切な問題で、先般のあれもどういふことか、しつかりわかりませんが、あるいは食料を運ぶ、水を運ぶというような地上勤務員が共犯であった疑いもなきにしもあらずでありますから、この点は乗客のダブルチェックあるいはそれ以上に神経を使って今日対策を講じておるといふところでございます。

○田代富士男君 それからもう一つは、飛行機の空中爆発の件でございます。これはもうすでに四十九年の九月八日、ギリシャにおいてトランスワールド航空において起きております。それから五十一年の十月六日、中米でキューバ航空において起きております。これはすべて貨物室に仕掛けられた爆発物によるということが伝えられておりますけれども、手に持つ荷物はダブルチェックされるかわかりませんが、あの貨物として胴体に入れられる荷物というもののチェックというものはほとんどできていない。しかし、すでにいま二件起きています。それが全部貨物の中から行われているというものであります。そういう意味から、大きいという一般胴体に入れる荷物もチェックすべきである。そういう意味から、ソマリアやルフトハンザ航空では、乗客が飛行機に乗る前にその荷物を全部確認してもらい、そして全部確認してもらった荷物は飛行機に乗せるけれども、だれも確認しなかった荷物というものは一切飛行機に

積み込まないという、これを義務づけている。このように空中爆発に対する予防というものの対策を講じているわけなんです、日航といましてこのようにすることがまだされていない。起きてからは、ハイジャックではまだ救いようがありますが、空中爆発では一瞬のうちに、地球よりも重い命である福田さんは言われたけれども、亡くなってしましますから、これに対する今後の対策はどうですか。

○国務大臣(田村元君) 日本から出発いたしませう航空便につきましては、いわゆる受託荷物については、厳しく開披検査等もやっております。ただ、国内線の場合、なかなかむずかしい問題がございます。それは場所でございます。でありますから、もちろん金属探知器等で一方において一生懸命にやりながら、こちらの方においてまどろっこしい面があるんじゃないかということになるわけでございますが、たとえば、受託した人数と乗機する人数とに一人でも狂いがあつたら簡単に飛行機を出さないというふうな、まあそういう意味におけるダブルチェックをやっております。もちろん国内線もやっていないわけじゃないです。できるだけやっておりますけれども、なかなか場所がないというふうな悩みがございますが、国際線については相当完璧にやっておりますつもりでございます。

○田代富士男君 時間が参つたようでございますが、実は「交通新聞」の「日曜評論」というところについて記事が載っておりますが、これは高橋航空局長が今回のハイジャック問題に対して随想としてお書きになったものでございますが、この中で、興味のある随想でございます。外科的治療であるか内科的治療であるかという、こういう意味でございます。日本と西洋との近代的社会の法秩序を獲得した歴史の違いというものを挙げられておりますが、ヨーロッパにおいてはこういう近代社会の法秩序獲得のために血を流して戦ってきたと、日本はそういうものを血を流さずに舶来品として受け継いでいる、そういう違いという

ものが今回も血を流さないような対策を講じたところ、ルフトハンザではあのような電撃的な作戦をとつたと、こういうふうな随想でございます。ところが、法務大臣は、これは読んでくださいと前に渡しておりましたけれども、これをお読みになられまして、まあ世間一般で強硬派と言われる法務大臣としてこれをどう受けとめていらつしやるのかお尋ねしたいと思ひますし、私はこの高橋航空局長の随想の中に主張されているこれは同感いたします。そういうところから、法務大臣としてかせいたいただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 高橋航空局長の随想は私も同感であります。同感と言いますのは、わが国における法治国家の成り立ち、経過、国民のそれに対する認識の度合い、あるいは西ドイツ等欧米諸国におけるいわゆる法治国家の成り立ち、国民の認識の度合い等は、あの随想に書かれておる通りに私も同じような認識を持っております。でございます。しかし、それだけではない。私には私に思ひます。なるほど歴史が浅いから、いわゆる近代法治国家と言われるようになったのはまだ百年足らずでございます。しかも、これは要するにこういう憲法下における法治国家というものが仕組まれてうまくやっております、これをまねたいといふ、借りたといふ、それをならして法治国家というものにして仕上げていけるのは今日百年足らずでありますから、国民の皆さん、こつ言つちや失礼かもしれませんが、意識が比較的少ない。これで私は法治国家を守っていくという決意がなかなか鈍ってくるのじゃないかと思ひます。これはよけいなことになるかもしれないが、今度日航のハイジャックが起つた、引き続いて少し間を置いてルフトハンザのハイジャックが起つる、事もあろうにまた長崎においてバスジャックと言われる事件が起つた。不幸なことでありませぬけれども、こういう三つの事件が、ああいう暴力的な犯罪が起つて、法律が一

部書されるというふうなことになりました。これで国民の皆さんが法治国家というものについて相対的な認識を高められたのじゃないかと私は觀察いたしております。でありますから、人命と法治国家というものをよく対比させたような意見がありますが、私はこれは両立すべきもので、むしろ、憲法を施行しその原則によって各般の法律制度をつくり出す、これはまさに国民といひますか、人間の生命財産あるいは平和と安全と自由を守るためにつくつてある法律でありますから、最高のねらいは全国民の生命を十分尊重するという前提に立っております。でありますから、それを前提に置いて各般の措置をとらなければならぬ。しかし、あらゆる努力をして、そのことによつていま申し上げました全国民に關係のある法治国家の原則が崩れるというおそれのあるときには、これはそれを守る決意をしなければならぬ。これはやつぱり人命尊重にも通ずるわけでありませぬ。でありますから、どうしても法治国家を維持できないような判断をするときには、万やむを得ず血を流してもそれを守るといふ決意をしなければならぬ。私は国民の皆さんにそれをお願いしておる。政府もまた国民の考え方を背景にして措置をとらなければならぬ、かように考へておるわけでございます。

○山中郁子君 大変限られた時間ですので、すでに議論がございましたが、チェック体制の問題にしばつて数点伺うことにいたします。

いままで関係各委員会でそれぞれ政府のこの問題に関する答弁もございました。私は、ごく具体的にいくつかの問題として、やっぱりいかに武器を持ち込まないかというところがどこまで貫徹できるかということだと思つております。それで四十八年の例の事件の後でかなり詳細な対策要綱もつくられて、そして取り組んできたことにはなつておるのだけれども、結局新しい事件が起つて、いま考へてみると、そういうふうにして決められたことが十分に貫徹していなかつた、このことについては、まあ率直に反省するというふうな御趣旨の

発言も何回か園田官房長官からもございました。

私はやはりそのところがどういふふうには貫徹されるのかということが最も重要な問題の一つであるといふふうに考えているものですけれども、再びそういうことがないようというところで先ほど来議論もありましたが、そういうふうな問題が解決しないような場合には、この政府の出した対策要綱の二の五項ですけれども、「現に寄港している空港の安全検査体制等ハイジャック防止対策について十分な措置がとられない場合には、寄港中止、相手国企業の乗入れ再検討等の対応措置を考慮する」と、こうなっております。私はもちろん寄港中止や乗入れをやめるといふようなことが望ましくないことは当然だけれども、いざれにしても防止のためにはそうならざるを得ないという事態が起これば必ずそうした措置をとるのだといふふうな政府のたい見解が、決意といふか対策が、おありになるのかどうか、まずその辺について初めに伺いたいと思います。

○国務大臣(田村元君) とにもかくにもJAL自体が相手国に対して話し合いをいたします。それでわが明かなければ外交交渉にゆだねる。とにかくその点では時間を急ぎながらも辛抱強くやらなきゃならぬ。しかし、どうしても相手国の態度がかたいという場合には、いまおっしゃったような立ち寄らない、立ち寄らせないという強硬な手段を最終的には講じなきゃならぬといふふうにはこれは非常に強く考えております。

○山中郁子君 日航の調査で検査体制不十分とした十七空港があります。運輸省の御見解はこれと一緒だといふふうには伺っておりますけれども、その確認をお願いいたします。

○政府委員(高橋寿夫君) 一応一緒にございませうが、ただ政府としては日航が調べまして意見を申しましたものをもう一遍ダブルチェックをしなければいけないので、政府自体の調査団をいま計画いたしました派遣中でございます。

○山中郁子君 それはいつごろ調査ができるのですか、確認ができるのですか。

○政府委員(高橋寿夫君) 一月の下旬までには全部終わります。十二月の下旬までで七割ぐらい終わりますが、残り三割が一月下旬になれば終わります。

○山中郁子君 いままで経過の中で、現在四空港が実施されていると、逆に言えば四空港しか実施されていないというのが、カラチ、バンコク、マニラ、クアラルンプールといふふうには言われておりますけれども、その実際いまだ行われていないところですね、仮に日航の十七空港という調査でコンクリートされるとするならば、残りの十三空港の実施の見通しは、運輸省はこれからまだ調査するという話で、来年の一月までかかるみたいな大変のんびりしたお話を聞いただけでも、問題はあしたにでもまた事故が起るかもしれない、ハイジャック事件が起るかもしれない、ここの事態ですから、その辺の見通しはどのよう把握されているのか。

○政府委員(高橋寿夫君) 日航が寄港してあります空港は三十五あるわけでありまして、そのうち一応問題になりそうところが十七というところでございます。私ども十七についてただいま日航の調査に重ねまして政府の調査団を出して調査をしたい、そして必要な整備を図りたいというわけでございますが、残り十八につきましては当面問題なさそうであるといふふうに考えておりますが、これにつきましては十七空港の体制整備が終わり次第順次点検をしていきたい、そして万全を期したいと思っております。

○山中郁子君 いや、それではなくて、十七空港の大体のその実現の見通しですね、それを伺っている。

それとあわせて、大臣、いまお話があったのだけれども、ずいぶんのんびりした話だと思いませんか、一月末までかかるって政府の調査が。そうしてそこでもってダブルチェック体制に問題があるところがやつとクローズアップされてきて、そうしてそれについて交渉するなんて、もう今度の新しい事件が起ってから二カ月たっているの

すね。いかに何でも私は少しのんびりし過ぎていると、こういう感じを受けますけれども、いかがですか。

○政府委員(高橋寿夫君) 御説明申し上げます。十七の空港のうち、十の空港につきましては、日本航空の調査によりまして、いわゆる第一回チェックが終わりましてから飛行機に乗るまでの間にほとんど距離がない、したがってその間に新しい武器等が手渡されるおそれは余りないといふことで、十の空港をとりあえず除外いたしまして、七つにつきましては、すでに四つについてダブルチェックが始まりまして、残る三つにつきましては遅くとも来月の半ばまでには体制が整備されると考えております。したがって、

○山中郁子君 いつまでに。

○政府委員(高橋寿夫君) 来月半ばまでには七つにつきましてはダブルチェックが完備できると思っています。残りの十でございますが、これにつきましては、ただいま申し上げましたように、日航の調査では第一次チェックから飛行機の搭乗までの間に距離が短いので必要がないだろうという調査でございますが、政府調査団といたしましては、なおその点を念を入れて点検をいたしまして、距離が短くてもやはり必要ありといふふうには結論が出ればこれをすぐに整備したいといふことでございまして、したがって、現実の危険性といふものは七つにつきましては完備をすればまずまず避けられるといふふうには考えております。

○山中郁子君 じゃ、関連して、その三空港です、残りの三空港がどこか、ちょっと確認させてください。

○政府委員(高橋寿夫君) ついでに全部申し上げますと、七つのうち、すでに済んだものがパンダブルチェック体制ができ上がったものがバンコク、クアラルンプール、マニラ、カラチであります。残り三つはアテネ、コペンハーゲン、ローマでございます。

○国務大臣(田村元君) 先ほどの、まあ少しのんびりし過ぎておりやせぬかといふことですが、私も実はそういう感じがいたします。いま四班を出して、一班どうしても二週間はおかるといふことでの計算でございますが、私もあえて答弁に立ちましたのは、これは各省庁で混成部隊で行くわけでありまして、まあこういうことも、役所といふのは、役所といふよりもか役人といふのは、いろいろなことをあてもないこうでもないと言つて相談するのでございませうが、担当の大臣が発言をして速記録に残りますと大急ぎで作業をまたやり直すといふところがあります。でありますからあえて立つたわけでありまして、班をふやしても急ぎます。

○山中郁子君 それはぜひお願いをしておきます。

それから日航ルートでもって話がかない場合に外交ルートに持ち上がってきてそれで解決を図ると、ここの国との関係かといふことを聞かせてください。

○説明員(賀陽治憲君) お答えいたします。

ただいまのところ、外交ルートで申し入れたケースはございませぬが、運輸省の調査の結果、必要が起きました場合にはいつでも外交ルートに乗せて交渉をするという体制でございます。

○山中郁子君 次の問題ですけれども、国内の空港でこの問題がどうなっているのかといふことも実は私かねがね気になってきたところなんですけれども、こうした問題は幾ら羽田で伊丹で一生懸命厳密に調査して検査しても、反対側の方で何もないというのだったら意味がないわけなんですけれども、運輸省からいただいた資料によりますと、第二種空港ないし第三種空港、まあ第三種空港がほとんどなんですけれども、エックス線透視手荷物検査装置です、要するに荷物の検査装置です、これは第三種空港は全然どこもないのです。それから第二種空港でもないところがあるようです。

それからゲート式金属探知器も幾つかやはりないところがありますね。こういう問題についてはどうお考えですか。

○政府委員(高橋寿夫君) お答えします。

実は、金属探知器とかエックス線探知器は数々をこなすためにやるわけでございまして、開港検査あるいは完全なボデーチェックというものはそれなりに有効なチェック方法でございまして、そこで、第三種空港などで利用者が非常に少ないようなところにつきましては、従来必要に応じて開港検査あるいはボデーチェック等をやることにいたしておりましたために、機器の整備が必ずしも東京、大阪のようなことになっておりません。しかしながら、これにつきましては、今後異常な事態が続くことを考えまして、三種空港を含めましてやはりそういった体制を考える必要があるということで、ただいま検討を重ねているところでございます。

○山中都子君 少ないといいますが、必ずしもそうでなくて、いまやつぱり乗客はふえていますから、これは五十年の数字ですけれども、エックス線装置のない空港の乗降客が五十年の計で四百六十五万人にも達してございます。私は、いまの観点から検討して見ますと、こういうふうにおっしゃっているのだけれども、こういうふうな検討なさっているのか、それもぜひ伺わせてください。

○政府委員(高橋寿夫君) これは各空港ごとに保安委員会というのがございまして、そこに警備の方の専門家等も入ってまいりましていろいろ検討いたしております。そして、お客の流れ、あるいは従来の経験等から、どういふふうな体制を講じたらいかがいという点を中心に検討いたしております。そういった現地の検討委員会の報告も踏まえまして、やはりこの空港では最近だんだん人間もふえてきているので機器を整備する必要がありますという点が判明いたしますれば、機器を整備していきたいと考えております。機器の中でも、エックス線検査器といえますのは本当に大量の被

検査者をさばく機械でございまして、金属探知器の方はエックス線に比べますならばまあ比較的安易な機械でございまして、これなどの整備は比較的簡単であるかと思っております。エックス線は、人間を調べるのじやなくて、これは手荷物を調べる機械でございまして、むしろ優先的に配置すべきものは、人間がこの中を通りますとチンと鳴りますあのゲート式の金属探知器、この方が先であります。なお、ゲート式の探知器をすぐに備えずに、携帯式の探知器がございまして、そういうふうなものを必要に応じて、十分必要その空港の必要と考へ合わせた上で、十分必要な機器を整備することとて、ただいま検討を重ねておるところであります。

○山中都子君 これは大臣にお約束をいたただけだと思っております。第三種の場合には地方自治体が設置者になっていまして、やはりいろいろ財政上の問題その他も何らかの形で関係するかもしれません、要員の問題も含めてです。この点に運輸省の責任で設置するという基本的な姿勢が確認されるならば、設置というのはその中身は、いまお答えがあったようにケース・バイ・ケースという面があるかもしれませんが、要するにチェックできる体制ですね、そうしたことに、基本的な姿勢と、それからそのための必要があれば地方自治体への助成措置ですね、そうしたのもも積極的な立場で検討すると、取り組むと、この辺のお約束をぜひいただきたいところだと思っております。

○国務大臣(田村元君) ハイジャック防止の問題については、第一義的にはこれは航空会社の責任であります。しかしながら、空港管理者というもののけじめがございまして、一種、二種につきましましては国が助成もいたしておる。三種につきましましては、当然都道府県ということになるのでございまして、この点、都道府県に対して厳しい対策をとるようによく指導監督をいたしてまいりたい、このように考えます。

○山中都子君 一種、二種に対しては、いまお話があったように国が助成をされているわけですから、だから、三種空港につきましても、地方自治体が設置者ではあるけれども、厳しい指導と同時に、国としてのやはり助成も考えていただきたい、このことをいま私は申し上げておきます。

○国務大臣(田村元君) いま私が私からお答えできる問題ではちよつと内容がないわけではございませんが、まあ助成に関してはわりあいにサードのいい方でございまして、十分今後の課題として検討をいたしたいと思っております。

○山中都子君 最後の一つ御質問をいたしますが、私も実際に空港を回って、こうして第二段階で運輸省の調査によると、そうした装置があるというふうになっているところでも、実際にそうしたことが行われていないという経験も実はあるのです。その辺はどうなんですか。まああつてもやられていなければ何にもならないので、その辺の状況は現在運輸省がはつきりちゃんと調査もなすつて大丈夫だということに把握されていらつしやるかどうか、そのお答えをお願いします。

○政府委員(高橋寿夫君) 大変恥さらしになりますけれども、先日の事件が起こる前には若干サポつていた空港もあつたようございまして、機械がございまして、その機械がほりをかぶつていて、いうところも皆無ではございませんでした。早速嚴重に通過いたしましたので、ただいまは全力を挙げてチェックをいたしております。今後そのようにしたいと思っております。

○田淵哲也君 私は、このハイジャックの防止のための法改正ですけれども、確かにこれは必要だと思っております。しかし、法律改正をしたからハイジャックが全く起らないということは考えられないわけですね。もちろん、ダブルチェックの強化その他あらゆる手は打つてもらわなくてはなりません。しかし、私はやはり万が一の場合、政府の姿勢というものをはっきりしておく必要があると思つております。人命は地球より重いということと人命尊重の基本でやつてこられました。とこ

ろが、その後西独で起こった対処の仕方は、これは逆のようななかつたことではなかつたか、強硬措置をとつた。しかし、私は、これは人命尊重かあるいは法秩序の維持か、こういう二者択一の考え方でものを処理するというのは誤りのような気がするわけですね。また、その結果として、西独のつた措置は世界から称賛を受け、わが国もつた措置は批判を受けておる。しかし、考えてみますと、わが国が人命尊重だから批判を受け、西ドイツが強硬措置だから称賛を浴びておるとは私は考えられないと思つております。これはなぜかということを考えてみますと、もう一つ国際的な責任というものがあつたのではないかと。人命尊重を優先するか、法秩序の維持を優先するか、それはそれぞれの国の意思決定によつて行われるわけで、言うならば、自己が国内的な問題であつて、外国から干渉すべき問題ではない。しかし、その結果として生ずる国際的な責任を果たし得なければ、批判を受けるのは当然である。国際的な責任とは何か。一つは、ハイジャック犯初め過激犯を野放しにするということには、これは国際的な責任を果たしてないことにはなる。しかし、それなら強硬措置の場合にはそれができるのかというと、私はこれも問題があると思つておる。強硬措置をとつて外国の航空機に乗っている乗客の人命を殺してしまつた場合どうなるか。やはり国際的な責任が出てくると思つておる。西ドイツの場合、幸い両方ともうまくいった。犯人の要求に応じて、国内でつかまえておる凶悪犯を世界に野放しをすることをやらなかつた。同時に、航空機に乗つておる外国のお客さんの人命も守つた。国際的な責任が果たされたから称賛を浴びておるわけですね。わが国が非難を受けるのは人命尊重の方針について非難を受けておるわけではありませぬ。わが国が拘留しておつた凶悪犯を海外に野放ししたから非難を受けておる。特にハイジャック犯というのは私は国際的な共同戦線というものがあつたと思つておる。国際的な協力と共同戦線によつて対処しなければなら

ない。だから、私は日本の国が人命尊重優先とい

う方針をとるのは大いに結構だと思いますけれども、だからといってハイジャック犯初め凶悪犯を野放しにした国際的な責任が回避されるものではないかと思うのです。

それならどうすればいいかといいますと、私はやはり面立する道を最大限の努力をして求めるしかない。人命を守りながらぎりぎりの限度で犯人をつかまえる、あるいは犯人の要求に応じない。それに対する最善の努力をして、そしてぎりぎりのところでどっちを選ぶかというときに、人命尊重が法秩序の維持か、この価値判断が求められるのだと思うのです。私は、いままでも今回のハイジャックの問題で政府のとった措置というのは最善のぎりぎりの努力がされたということが認められていない、これが批判を受ける最大のポイントだと思っております。

それからもう一つ、私は、政府がいままで言ってきた人命尊重というのは多分に偽善的なものではないかという気がしております。なぜかといえ、もしハイジャック犯人が要求したものが過大なものでそれに応じたら大変なことになる場合は、政府は人命尊重優先の態度をとらないだろう。だから、人命尊重が何よりも大事だ、優先だという政府の姿勢というものは単なる責任逃れのために言っておるにすぎないのであって、本当はぎりぎりのところに来た場合には私はどっちを選べば日本の国のためによりいいのかという判断が政府に求められると思っております。だから、何でも人命は地球よりも重いのだということでも、本当に政府に与えられておる責任というものも、ほんまものじゃないはずだ。ハイジャック犯が要求するものに屈した場合に日本の国家が受ける損害がもつと大きい場合は、政府は人命尊重という方針をとり得ないだろうと、私はこのように思うわけであり得る。だから、軽々しく責任逃れのために人命尊重なんと言っているのは偽善的な態度にすぎない、私はこのように思うわけであり得る。本当は、こういう質問は、ハイジャックに対する基本的な政府

の姿勢でありますから、総理大臣もしくは官房長官にしたかったわけであり得るけれども、御出席をいただいておりますから、政府を代表して法務大臣に御答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 人命尊重と法秩序維持、法治国家の権威を保つ、これは私は相反するものであるというふうには考えていないわけでございます。政府も同じでございます。私は西ドイツでも同じだと思っております。ただ、先ほどお尋ねがありました、その仕方については法治国家に対する国民の意識の程度、あるいはお国の置かれておる客観情勢、こういうものが作用することはこれはやむを得ない。やはり、政府が何かの決断をしますときには、国民の大方の感情といえますか、考え方といえますか、それを背景にして決断をするわけでございますから、そういう諸般の違ひがああいう違ひになつておると思いません。人命尊重だから法治国家はもうやむを得ないのだ、これは崩れても仕方がないのだという考えも間違ひです、法治国家だから人命はもうどうなつてもしょうがないのだ、こういう考え方はいづれの政府もとつておらないと思っております。先ほどお答えしたわけでございますが、そもそも近代憲法下における法治国家を維持しておることと自体が人命を中心に尊重するためにやっておると私どもも見ておりますから、問題は、いまおっしゃったように、それが日本の国家として崩れるおそれがあるかどうか、その決断をどこら辺でするかということだと思っております。あらゆる努力をして、憲法あるいは法律の求める人命を尊重する大前提のもとにおいてそれが可能なぎりぎりまで努力をして、どうしてもやむを得ないと、法治国家の根幹が崩れると、こういう状態のときには、人命をないがしろにするというわけにはありませぬが、それを阻止するための措置で一部人命に損傷を起す場合もあり得る、これだけの政府は決意をしなければならぬ、こういうことと考えておるわけでございます。

○田淵哲也君 ハイジャック犯というのは、人命を盾にとつて、いわゆる人質をとつての行動でありますから、人命を守りながらしかも犯人の要求に応じないということは非常に困難なことであります。しかし、その困難を追求していくというのは私はず政府の基本的な姿勢でなくてはならぬ、このように考えるわけでございます。そういうことを前提にして、もちろん防止に万全を期するというのが最高でありますけれども、ただ、万に一つそういうことが起つた場合には政府はどういう対処をするか、その腰がすわつていなければ私はずだめだと思つておる。また、腰がすわつておることとハイジャックに対する抑止力にもなる、このように考えるわけでございます。

そういう点からこの間の事件を考えてみますと、後から起つたことをあれこれ言うのはたやすいことで、私は、政府も思ひがけないことが起つていろいろ混乱が起つた、そういうことについてはやむを得ない面もあると思つておる。しかしながら、今後の参考にするために一つ質問をしたいと思つておる。政府の対処の仕方、対策本部の乱れというものが私は見られると思つておる。たとえば、犯人に旅券を渡したとか、あるいは刑務所で服役中の資金を渡したとか、いろいろ問題があります。私はその一つ一つを取り上げてどう言うつもりはありませぬけれども、あるいはアルジェリアとの交渉で、犯人の身柄やあるいは身のしろ金について条件をつけたい、そういうことを条件に受け入れを要請した、これについても私はとやかく言うつもりはありませぬ。やむを得なかつたという面もあろうかと思つておる。ただ、これに対してその後政府の部内でどういふ論議が起つておるかという、そんなことをしたのはけしからぬか、おれはそんなことでは知らなかつたという論議がいつい出しておるわけですか。私はこれはまことにおかしいことではないかと思つておる。やはり、こういう緊急の場合で戦時状態のような非常事態において敵と対決して勝利を占めるためには、こういうばらばらのあるいは統制のとれない状態では勝てるわけ

がない。したがって、この場合には、対策本部の最高責任者はだれか、そしてそれぞれの権限はどのように分担するか、非常な場合ですから、現地に於いておる者が自分の判断で独断専行しなければならぬ場合もあるわけでございます。そういう場合は独断専行を認めざるを得ない。しかし、すべての場合、責任は最高責任者になければならぬ。それが、アルジェリアに着地を求めた、それに対して犯人の身柄に条件をつけなかつたのはけしからぬとか何とかいう論議が起つておるわけですね。私はこういうあり方では困ると思つておるわけでも、したがって、今後ハイジャックはいつ起こるかかわりませぬけれども、万が一起つた場合には緊急にそういう体制がすぐつくれる。だれがどういふ分担をして、だれがどういふ責任を持つて、あるいはだれがどういふ判断で行動する権限を持つておるか、そういう体制をあらかじめつくつておく必要があると思つておるわけでも、この点はいかがでしようか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) いま田淵さんおっしゃる通りに、まさに非常事態、しかも数千キロ離れておる外地において措置をしなければならぬ、こういう状態であり得るから、後で冷静になつたときにいろいろ議論が起りますけれども、なかなかそうはいかないことをわれわれも考えるわけでございます。私はあの当時は局外に居りましたけれども、やはり政府の決めた最高方針に従つて、その最高方針といひますか最高のねらいを、それぞれの部署で置いて臨機応変の措置をとる、これもその責任においてやるのもこれもやむを得ない。そういうことが全部に知れわたつておらなかつた。そういうことで、後になつてそれは知つておつたとか知らなかつたとかいふ議論が出たことは事実でございますが、各部署における人たちはその最高方針を実現するために最大の努力を払つておつた、そういうことだと思つておる。おっしゃる通りに、政府としてはその責任の所在は最高責任者が負うべきものであることは当然でございますが、過去のそういう事件もありませんし、対

策本部ではそういうことも反省を加えながら今後
に万遺憾なきを期するという腹構えであることを
申し上げておきます。

○田淵哲也君 私政府の後の混乱を見ておりま
して感じたことは、それぞれが責任逃れをやつて
おるといふ感じを受けたわけです。ああいう場合
ですから非常の措置をとらなくてはならない。ま
た、その措置が結果として国民から批判を受ける
ような措置もあり得ると思ふのです。そういう場
合に、おれは知らなかった、けしからぬというこ
とを言うことによつて責任逃れをしておるにすぎ
ないと思ふのであります。たとえばアルジェとの
交渉の問題も、外務省が他の省庁と相談せずに
やった、相談したら反対されるから相談せずに
やったというような言もあるわけです。それから、
やってきたことについて外務大臣すらそれは聞いて
いないという発言を閣議でやつております。こ
れも大問題であります。それどころか、外務省か
らは政府首脳にこのことは話をしてあると、とこ
ろが、政府首脳はどう言つておるかという、聞
いたけれども決裁は求められなかった。こんなで
たらめなことはいわけてあります。緊急のとき
にそういうことを聞いたら、黙つておつたら黙認
の了承を与えたということになる。常にみんなが
責任逃れの発言をしておるからこういうことにな
るのだと思ふわけです。私は、そういうことがな
いようになしつかりした対策本部をどうつくるべき
かということをおらかじめ想定しておくべきだ、
このように申し上げておるわけですけれども、こ
の点についてはいかがですか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 先ほどお答えした
わけでありましたが、おっしゃるとおり考へておる
わけでございます。

○田淵哲也君 それから、私はハイジャックが起
こつた場合には、ハイジャック犯人との戦争であ
りますから、戦争に勝つにはこちらの手ごまが多
い方がいい。こちらの打つべき手というものの幅
が広い方がいいわけです。そういう観点から質問
をしたいと思ひますけれども、警察官を飛行機に

乗せるとか、あるいは航空公安官制度というもの
も当初いろいろわさをされておりました。結局、
これはいろいろ危険性があるというところで見送ら
れたということでありませうけれども、危険性があ
るなら危険性のないような方法を考へればい
であつて、また必ずしも常に乗せるとは限らない
わけです。ただその可能性といふものは一つの手ご
まとして持つておくべきではないか。それがハイ
ジャック犯の対応を一層困難にさせるということ
になるわけですね。乗つてくるか乗つていないか
わからぬ、常にそういう一つの負担を相手に与
えるといふのはこれは戦争の常識であります。そ
ういふ点については私は簡単にこういうものは捨て
去るべきじゃないと思ふのですけれども、まずこ
の点について警備局長から御答弁をいただきたい
と思ひます。

○政府委員(三井脩君) ハイジャック犯人に対
する場合には、こちらの手の内が全部相手方にお
かつておるといふ状態は、お説のとおり大変まず
いわけでございます。また、手ごまがたくさんな
ければならぬと。おっしゃるとおりでございます
ので、公安官制度にはやり方によつていろいろ
の問題点もありませんが、引き続き真剣に研究をす
るということ、政府の対策本部でもそういうふ
うに決定されておりますので、私たちも検討を続
けてまいりたいと思ひます。

○田淵哲也君 運輸大臣はいかがですか。

○國務大臣(田村元君) そういう判断は警察等
でしていただくことになると思ひます。ただ、飛
行中の飛行機の中で撃ち合ひでも始まつたらこれ
は大変なこと、空中爆発か墜落か、大変なこと
になる。ガラス一枚穴があいても大変でございます
。それから飛行機の機内の通路が非常に狭いとい
うことで行動がやりにくくなる。でありますから
、飛行中に武装解除をされればかえつて相手に
武器を渡してしまうことにもなりかねないとい
うような心配事はございます。けれども、そういう
心配事を踏まえてどのようにするか、これは警察
当局が高度な判断をしていくべきものと、このよ

うに考へます。

○田淵哲也君 時間がなくなりましてので、最後
にもう一つだけ質問させていただきますと思ひま
す。

警察官の海外派遣、あるいは機動隊の海外派遣、
こういうこともいろいろ論議されておりました。
今回はそのための警察法の改正は見送られたわけ
でありますけれども、これは警察法の改正をしな
くても可能であるという判断に基づくものかどう
か。これも私は簡単にできるものではない、
相手国の受け入れ了承がなければできないわけ
ありますけれども、先ほど言いましたように、や
はり少しでも可能性を広げておくという意味から
必要ではないか、海外派遣の可能性といふものを
つくつておくことは必要ではないか、こういうふ
うな観点に立つわけでありませうけれども、この点
についての御答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(山田英雄君) 警察官の海外派遣に
つきましてのお尋ねでございますが、元来、外国
の主権のもとに起きました事件につきましては、
当該国が全責任を持つて処理する、これが原則で
あるかと思ひます。わが国の国内において仮に
ハイジャック事件が起きました場合、まことに同
様であると思ひます。したがうして、今回西独
政府及びソマリア政府がとつた措置はきわめて異
例なケースであるかと思ひます。したがうして、
海外派遣のケースの議論は、国際政治外交上異例
な場合に属する問題についての議論であらうと私
ども思つております。しかし、いずれにしても、
海外に警察官を派遣して活動させるためには、
御指摘のとおり当該国の承認が前提になるわけ
でございます。警察庁といたしましては、そういう
国際政治外交上大変に重要な問題が前提となつ
ておる、そういう前提の認識のもとに国際法上の
解釈運用、国内法上の解釈運用の問題についてた
だいま慎重に研究いたしておるところでありま
す。

○田淵哲也君 終わります。

○山田英雄君 まず、法務大臣にお尋ねをいたしま
す。

このハイジャック防止対策について国会また世
間でもいろいろと論議をされておりましたが、問
題は、いかにハイジャックを未然に防ぐかとい
うことだと思ふのですが、今回の法改正は、主
として航空機をハイジャックした者がその機内
にある者を人質にして第三者に対して不法な要求を
する行為に対して特別の処置、すなわち無期また
は十年以上の懲役を科するというものですが、瀬
戸山法務大臣はかねがねハイジャックという卑劣
な犯行に対して強い憎しみを持つておられる、強
硬論を吐かれておられますが、この法改正によつ
て大臣は目的が達せられたとお考へになつてお
るのでしょうか、まだまだ手ぬるいとお考へでし
ょうか、まず法務大臣の御見解を聞かせていただ
きたいと思ひます。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 私が何か強い強硬
論を持つておるようには認識しておられるのであ
りますが、さような立場ではありません。ありま
せんが、法治国の根本を預からしめていたであ
る者として、あんなものはいいかげんでいいのだ
という立場ではないわけでございます。

今度大体四項目なり三項目にわたる法改正をお
願ひしておるわけでございますが、一つは、いま
お話しのように不当な要求をした場合に新たに一
つの犯罪として法を立てる、第二は、予防に関す
るわけでございますが、いわゆる危険物等を持ち
込むことを抑える、第三は、ハイジャックにつな
がるような旅行をできるだけチェックする、この
いうことをいたしておるわけでございます。この
法律で万全だとは思へておりません。これはもう
いまだなにもお考へないように、この予防措置、そ
ういふことが起らないことに全力を挙げることが
当然でございますが、しかし、起つた場合につ
いても、やはりその責任を問うだけの措置はとつ
ておかなければならない、この程度は今なお願
ひしておるわけでございます。

このほかに、先ほどもお話が出ましたが、他の

ハイジャック等についても検討を進めなけりやならないし、また今度お願いしておりますような不当な要求の段階でおかつ十年以上無期以下の刑だけで済むかどうかという問題が残っております。大体、人命を損傷した場合は、多くは死刑の刑に当たることになっておりますが、しかし、人命を損傷すると同程度あるいはそれ以上に、損傷はしないけれども苦しみを与える、危険を与える場合もあり得るわけでございますから、そういうことを含めていま検討をいたしております。これは慎重の上にも慎重を期さなければなりませんから、法制審議会等、学者、専門家等の意見を慎重に聞いて、それが可能であるということになれば次の通常国会にも御審議をいただきたい、かような準備を進めておるわけでございます。

○山田勇君 その辺も聞きなかつたわけですが、無期から死刑に改める方針を指示したというふうにも聞いておりますが、いま御答弁をいただきましたので、この問題はこの辺にします。また、ハイジャック犯は知能犯が多過ぎます。だから、法廷闘争などで引き延ばしたりしてしまつて、いままでに裁判が迅速化されていないというところを私たちもよく聞きますが、山荘事件などの犯人等におきましていろいろな形で引き延ばし戦術を行つておられるというのですが、これに対して法務省としては今後どのような形で裁判の迅速化を図っていくかというのを考えておられますか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) おっしゃるようには、この種過激な非人道的な犯罪を犯した場合の裁判が非常におくれております。これについては、私が見ますところでは、国民の多くの皆さんが釈然としていないと、こういうふうに見受けておられるわけでございます。申し上げるまでもなく、法律を制定して国民の平和と安全を図るということ、その実績を上げることが法律の目的でありますから、その規定があるだけでは国民の期待にこたえることはできない。最終は裁判でありますけれども、やはりその裁判によつて実効を上げる、こう

いうことが法治国家の本当のねらいであろう。それが現在行われておらない面がありますから、その点を改めようと、こういう準備を進めております。詳細については、伊藤刑事局長からお答えさせていただきます。

○政府委員(伊藤榮樹君) 大臣のお答えに簡単に補足をいたします。

お尋ねのような過激派の事件がおかれております一つの大きな原因として、弁護人が被告人と意思を同じくしまして法廷へ出ない戦術、あるいは辞任、退廷の戦術をとるということが顕著でございます。これに対処いたしますために、憲法上認められました被告人の権利を侵害しない範囲で、特定の場合には弁護人のないままに一定の期間公判が開けるといふような方法を講ずることによりまして訴訟の適正迅速化を図りたい、こういう観点から現在刑事訴訟法の一部改正を用意いたしております。近く法制審議会に諮問をし、結論を得りまして、次期通常国会を目途に御審議をいただきました。かように考えておる次第でございます。

○山田勇君 次に、外務省関係の方にお尋ねをいたしますが、E.C諸国などでは、テロに対して国境を越えての捜査権が与えられて、一与えられてというが、これは暗黙のうちの了解といひますか、捜査官が動けるといふふうに聞いておられますが、地理的な問題もありませんが、平素からの各国の緊密なそういう接触が必要だと私は考えるのですが、具体的に何かそのような手を打っておられるかどうか、お尋ねしたいと思います。

また、もう一つついでに、日本赤軍の海外におけるいわゆる情報、行動などについてどのようにキャッチしておられるかどうか。かなりマスコミ関係者などは赤軍の幹部等と接触したりして、すっぱ抜いたような記事がときどき週刊誌なんかに載りますが、民間レベルの情報活動の中でそのぐらゐができるのですが、そういう形で外務省あたりの出先としてどのような行動、情報というふうなものをキャッチしておられるかをお聞かせい

ただきたいと思ひます。

○説明員(賀陽治憲君) お答えいたします。

御指摘の第二点から入らしていただきますと、赤軍関係の情報でございますが、これはまず、わが方といたしましては、国内の情報、これも非常に大事なのでございますので、これを関係官庁からも連絡を受けて、外務省といたしましては在外公館に周知徹底を図るという面が一つございまして、それから御指摘がございました在外公館の活動を強化いたしまして、外国当局等にたいま申し上げました国内情報を通達するとともに、先方からもしかるべき情報を受けるといふ意味の相互扶助的な情報収集活動を行つておるわけでございます。しかし、何と申ししても、やはり日本赤軍の問題について相手国の官憲当局の、何と申しますか、切実な理解を求めるといふことが一番大事でございます。親身になつてこのことを考えてもらわなければ、有効な情報活動の交換、情報活動ができないということでございます。したがたしまして、警察庁ともいろいろ寄り寄り御協議いたしまして、関係国の要人をわが方に招待するといふようなことも非常に大事なことであろう。恐らくそういうことを通じまして情報交換の密度は高まるのではないかと、かように考えておるわけでございます。

ただいま御答弁申し上げました点で、第一の点もカバーされておるものと推察するのでございまして、具体的には、事件後、特に在外公館に對して、新しい事態であるからさらに従来の活動を強化するということを申し上げておきます。この点今後在外公館そのものがあるいは種々の攻撃の対象になることも考えまして、在外公館に對する情報の供給その他についても今後緊急にそういうことを在外公館に通知したり、あるいは海外の在外大商社支店、主要商社支店等に対してもそういう情報流すということを勵行してまいりたいと、かように考えております。

○山田勇君 時間が来たようでございますので、最後に一点だけ、これは運輸大臣にお尋ねをして

おきます。

こういう事件が起きますと、先ほど田淵委員の方から緊急対策本部に對するいわゆる権限の分担だとかいろいろな問題が出てまいりましたが、いつも運輸政務次官がこういう問題に對して外地に派遣されておりますが、これは山村さんの前例からそういうふうになつたのか、たまたまそこに優秀な人材が政務次官に配置されていたので外国へ派遣するのか。私たち一般から考えれば、外国で起るそういう問題に對処するのは外務省の主管であるように思われるのですが、運輸大臣としての御所見をお伺ひして、私の質問を終わります。

○国務大臣(田村元君) 大変ありがたい御質問で恐縮しております。山村君の身がわりが一つの先例になつた。いま一つは、御指摘のように、とりわけ運輸政務次官は優秀な人材が集まるということもございまして、ございまして、とにかハイジャックと言つて運輸政務次官というのは、特に権限的に運輸政務次官が行かなきゃならぬというのなら話は別ですけども、いま御指摘のように権限的に見てもいかにかなものであろうか。ただ何とはなしにそういう先例になつたといふことではございまして、先般の対策本部では明言いたしました、もう右井君で終わりと、あとはもうそのときそのときに判断すべきものということ、慣例としては石井君で終わりということに明確に発言をし、皆の了解を得たというわけでございます。再びかかるハイジャックのごとき忌まわしい事件が起らないことを祈りますが、同時に、そういう事態に立ち至つたときには総合的な判断ということである問題もお決めをいた

○山田勇君 どうもありがとうございます。

○森田重郎君 私の持ち時間は往復で十分間、大変限られた時間でございますので、実は去る十六日の交通安全対策委員会におきまして一、二の点につきまして御質疑を申し上げた、以下同様の観点から、本法案と関連する意味におきまして、国際外交のあり方と同時に、現在のハイジャック

ク対策本部のあり方、運営、その姿勢というよう
な問題についてちよつと御質問をいたしたいと、
かように思っております。

実は、このハイジャック対策本部が設置されま
したのはたしかドバイ空港事件の直後、昭和四十
八年の八月というふうに向つておりますが、恐ら
くこれが第一回の対策本部ではなからうかと、か
ように思います。してみますと、ちよつと四年前
をすでに経過しておる。それで、私は、このハイ
ジャック問題というのは、やはりあらゆる意味に
おきまして犯罪の国際性を強調する意味におきま
して国際世論というものを考えていかなくちやな
らぬ、この絡みから国際協力を得るということが
基本的な問題として一番肝要な問題ではなからう
かと、こういうふうに向つておるわけでございます
が、実は、政府の対策本部の要綱でございましょ
うか、これを拝見いたしますと国際協力の強化推
進、これが非常に大きくつたわかれておるわけで
ございませぬ。現在、赤軍は、国際過激グループと
の運動、連携におきまして、今後またどうい
う方々で新しい意味でのハイジャックを考えてお
るかからいませぬ。けさの新聞あたりを拝見いたし
ましても、ハイジャックはもうやらない、やる場合
には機体を爆発するというふうなことが新聞紙上
でも報道されておる。かような折りに、外務御当
局といたしましてハイジャックとの関連におきま
する外交交渉の基本的な姿勢、この辺を改めてお
伺い申し上げたい、かように思っております。外
務当局に御答弁を賜りたいと思っております。

○説明員(實陽治憲君) たいだいま御指摘のござ
いませぬように、やはり国際世論の醸成というこ
とが一番有効なる対策であろうかというふうに向
て外務省といたしましてこの国際協力の推進と
いうことをどういふふうに向つておるわけござ
いませぬ。先生の御質問は恐らく今後の問題、過去
の問題ではなくして今後の問題ということござ
いませぬけれども、過去におきまして外務省とい

たしましてはいろいろな施策の推進を心がけてお
るわけでございますけれども、たとえ東京条約
の作成、あるいはヘーグ条約の作成等につきま
しても、特にわが国は直接的に関与しておる。それ
から今回の国連総会におきますいろいろな対応
策、これも一つの例でございませぬ。これは詳しい
ことはすでに御高承のとおりでございませぬ。こ
れはただいま先生の御指摘がありましたような新し
い事態にもちろん即応していろいろなことを考え
てもらわなければならぬと存じますけれども、基
本的な対策といたしましては、現在実施中のもの
といたしましては国際民間航空機関のICAOにお
きましては各官庁とも連絡の上何らかの有効
な提案をICAOの場において日本が行うという
ことが先生御指摘の今後の中長期的な対策につな
がるという観点で努力しておるわけでございます
が、これは検査問題のみならず、三條約の加入
問題その他につきましてもかなり特定化した事項に
つきまして提案しておるわけでございます。こ
ういつたいろいろな各般の施策を総合いたしまし
て中長期的に本問題に対処するというところで努力
しておる状況でございます。

○森田重郎君 たいだいまのお話で今後の問題とい
うふうなお話でございますが、私はあえて過去
の問題について云々するつもりは実はなかつたの
でございますが、先ほど外務大臣の御答弁の中
でも、国連の場において国際民間航空の安全とい
うふうなものに対してある種の提案をなされたとい
うふうなお話ございましたが、私はいまのお話の中
でございませぬが、過去の問題にちよつと触れさ
していただきたいと思いますか、国連の事務総長のワ
ルトハイムさんが、今回のハイジャック事件を一つ
の契機として、あるいはまた当時国際パイロット
連盟のスト見越しというふうな問題もあつたかと
思いますが、そういう一連のハイジャック問題の
中から国連の場において事務総長が提案をされ

た。それに対して、日本の外務当局が、日本側の
幾つかの、たしか五、六項目くらいでございませぬ
うか、ちよつと要綱を出された。つまり、九月
の二十八日にハイジャックが起きておる。その辺
を踏まえまして国連の方から提案があつたものに
対して日本がそれに協力をする。その辺の外交姿
勢のあり方というものがどうも私は若干甘いと思
ひませぬ。少し意識欠如といったような点があ
るのであるからちよつとと思ひますので、どうぞ
とつ、今後の外交姿勢といたしましては、みずか
ら率先垂範してちよつと意味で国際協力をいた
さす、かように思ひます。

時間の関係もございませぬので、その次に対策本
部そのものについてちよつと御質問を申し上げた
い、かように思ひます。この対策本部がございま
したのは、これもたしか昭和四十八年というふう
に記憶しております。現在の本部が、先ほど委員の
方からお話ございましたように、恒常的なもの
というふうにも向つておると思いますが、どうも私
は現在の対策本部の組織、機構と申しませぬ、こ
れを拝見いたしますと、何かスタッフとラインの
関係がはつきりされておらない。先ほど田淵さん
からも同様な御趣旨の御質問がございましたけれ
ども、今後新しい意味におきましてあるいはまた
ハイジャックが起きるかも知れませぬ、そういう場
合に際しての現在の対策本部のあり方、そういうま
たそれを改組していくか、その辺の具体的な考
えがございませぬとちよつとお伺いを申し上げた
いと思ひます。

○説明員(田中和夫君) お答え申し上げます。
四十八年の例のハイジャック事件のときにやは
り同じような対策本部がございませぬ、また五十年のク
アラルンプール事件のときにも同じような事件で対
策本部ができたわけでございますけれども、私の
口から言うのもなんぞでございますけれども、こ
ういふものが日時がたちましてだんだん忘れ去ら
れてしまつた、こういうわけでございます。そこで、
今回の対策本部のこれからのあり方としましては、そ
う

いう反省を踏まえまして恒常的な対策本部にする
とともに、たいだいま先生おっしゃいましたように、
やはりラインとスタッフというふうな問題がまた
持ち上がってくるので、私どももいたしましては、
こういうふうな従来の対策本部の職員のあり方と
いうものを反省いたしまして、人的構成につきま
して、それからまた資機材も含めて物的な構成
につきましても、事件の処理のための対策本部
でございませぬ、これをどのようにしたらいかと
鋭意検討しております。年内には一応の骨子が
まとまるだろうと、かように考えておる次第で
ございませぬ。

○森田重郎君 やはり、こういう問題は、行政の
枠を尽きたそういう意味での一つの組織機構、
そしてまた、事態が起きた場合にはそれに迅速果
敢に対処対応していくというふうなことが一番肝
要ではなからうかと、かように思ひます。その
意味におきまして十分御検討を賜りた
いと思ひます。
終わります。

○委員長(中尾辰義君) ほかに御発言もなけれ
ば、本連合審査会はこれにて終了することに御異
議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認めませぬ。
よつて、連合審査会は終了することに決定いた
しました。
これにて散会いたします。
午後零時四十二分散会

第二十六部 法務委員会、運輸委員会、交通安全対策特別委員会連合審査会会議録第一号
昭和五十二年十一月二十一日【参議院】
一三

昭和五十二年十二月九日印刷

昭和五十二年十二月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局